

07－大阪駅北（２期）地区街区・画地点設置その他測量業務

特記仕様書

（目的）

第１条 本業務は大阪駅北大深西地区において、公共施設整備等に伴う街区点設置等並びに施行地区界確認に伴う測量を行い、事業推進に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第２条 本業務の実施範囲は測量箇所図（別紙１）のとおりとする。

（業務の実施概要）

第３条 本業務における実施概要は下記のとおりとする。

(1)	４級基準点測量		70点
(2)	４級水準測量		5.0km
(3)	現地測量	(S=1/500) (作業計画) (現地測量)	1業務 0.0019k m ²
(4)	用地測量	作業計画 現地踏査 公図等転写連続図作成 境界確認 土地境界確認書作成 土地調書作成 公共用地管理者との打合せ 現況実測平面図作成(S=1/500) 依頼書作成 協議書作成	1業務 1業務 4,000m ² 4,000m ² 4,000m ² 4,000m ² 1業務 4,000m ² 0.20km 0.20km
(5)	街区確定測量	(計算)	1街区
(6)	街区確定測量	(杭打ち)	1,000点
(7)	街区確定測量	(点検測量)	500点
(8)	画地確定測量	(計算)	2画地
(9)	画地確定測量	(杭打ち)	100点
(10)	単点の観測	(位置・高さ) (面積確定測量一筆小を準用)	50点
(11)	境界標識設置	(プレート)	10点
(12)	境界標識設置	(コンクリート杭)	10点
(13)	公共基準点復元測量	３級	5点
(14)	公共基準点復元測量	４級	15点
(15)	公共基準点効用確認測量	３級	5点
(16)	公共基準点効用確認測量	４級	15点
上記(13)～(16)は大阪市測量業務標準積算基準書(R6.10)を準用			
(17)	打合せ等	業務着手・完了時 中間打合せ	1業務 6回

（注意事項）

第４条 本業務の実施に当たっては、「測量・土質調査業務請負契約書」（以下、「契約書」という。）及び当機構で定めている「測量作業規程及び測量作業共通仕様書」（令和３年１１月制定）並びに本特記仕様書に基づき行うものとする。

- 前項に定める事項について疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- 契約書第１４条第１項に定める引渡場所は独立行政法人都市再生機構西日本支社うめきた都市再生事務所とする。

- 4 軽微な事項について、第1項に明示なき事項であっても、本業務にあたり当然必要と認められることは、受注者の負担とする。

(再委託)

第5条 契約書第7条第1項に規定する「主体的部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務説明資料・報告書の作成方針決定及び成果の照査をいい、委任又は下請負することはできない。

- 2 受注者は、ワープロ、コピー、印刷、製本、資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力、計算処理（単純な電算処理に限る）の各業務を下請負等するに当たって発注者の承諾を要さない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を下請負等するに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、前項に規定する業務を下請負等する場合、書面により下請負等する者との契約関係を明確にしておくとともに、下請負等する者に対し下請負等する業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を実施しなければならない。

なお、下請負等する者が、当機構関西地区における建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を有している者である場合は、当機構西日本支社の指名停止期間中は下請負等することができない。

(作業内容)

第6条 本業務の作業内容は次のとおりとする。

- (1) 4級基準点測量（大市街地・平地）
- ・ ①作業計画、②選点、③観測、④計算整理
- (2) 4級水準測量（大市街地・平地）
- ・ ①作業計画、②選点、③観測、④計算整理
- (3) 現地測量（S=1/500）（大市街地・平地）
- ・ 作業計画
 - ・ 現地測量（S=1/500）
 - ①作業計画、②細部測量、③数値編集、④数値現況図データファイルの作成
- (4) 用地測量（大市街地・平地）
- 地区界等の道路区域界協議に伴う資料を作成し、権利者立会を行い明示確定する。
- 地区界等の設置は街区確定測量（杭打ち）により行う。
- ・ 作業計画
 - ・ 現地踏査
 - ・ 公図等転写連続図作成
 - ・ 境界確認
 - ・ 土地境界確認書の作成
 - ・ 土地調書作成
 - ・ 公共用地管理者との打合せ
 - ・ 現況実測平面図作成（S=1/500）
 - ・ 依頼書作成
 - ・ 協議書作成
- (5) 街区確定測量（計算）
- ・ ①計画準備、②街区の諸元及び面積の計算、③確定図の作成、④成果表の作成、⑤点検整理
- (6) 街区確定測量（街区点杭打ち）地区界含む。
- ・ ①計画準備、②測設の計算、③杭打ち図の作成、④現地測設、⑤点間距離確認測量、⑥現地引継、⑦点検整理
- (7) 街区確定測量（点検測量）
- 工事施工構造物の出来形を検測する。
- ・ ①点間距離確認測量、②点検整理
- (8) 画地確定測量（計算）
- ・ ①計画準備、②確定計算、③確定図の作成、④調書の作成、⑤点検整理

- (9) 画地確定測量（杭打ち）
画地点杭打ちのほか地下埋設管位置等の杭打ちを含む。
・ ①計画準備、②測設の計算、③現地測設、④点間距離確認測量、⑤現地引継、⑥点検整理
- (10) 単点の観測（位置・高さ）
監督員が指示する現況位置、境界標識等を観測し位置・高さを求める。また、監督員が指示する成果にとりまとめる。
・ ①境界点の観測、②座標計算、③点間距離確認測量、④成果の作成、⑤点検整理
- (11) 境界標識（プレート）設置（材料費を含む。）
- (12) 境界標識（コンクリート杭）設置（材料費を含む。）
- (13) 公共基準点復元測量（3級）
公共施設整備期間中等において、当該基準点の復元が必要となった場合、大阪市が定める基準に従い復元し、報告書を作成する。
・ ①作業計画、②踏査選点、③観測、④計算整理、⑤測設逆計算、⑥基準点の確認、⑦基準点の仮復元、⑧基準点の決定、⑨現地測設、⑩点の記測量、⑪成果作成、⑫網図等の作成、⑬点の記清描
- (14) 公共基準点復元測量（4級）
公共施設整備期間中等において、当該基準点の復元が必要となった場合、大阪市が定める基準に従い復元し、報告書を作成する。
・ ①作業計画、②踏査選点、③観測、④計算整理、⑤測設逆計算、⑥基準点の確認、⑦基準点の仮復元、⑧基準点の決定、⑨現地測設、⑩点の記測量、⑪成果作成、⑫網図等の作成、⑬点の記清描
- (15) 公共基準点効用確認測量（3級）
公共施設整備期間中等において、当該基準点の効用確認が必要となった場合、大阪市が定める基準に従い確認し、報告書を作成する。
・ ①作業計画、②基準点の確認、③観測、④点の記測量、⑤成果作成、⑥網図等作成、⑦点の記清描
- (16) 公共基準点効用確認測量（4級）
公共施設整備期間中等において、当該基準点の効用確認が必要となった場合、大阪市が定める基準に従い確認し、報告書を作成する。
・ ①作業計画、②基準点の確認、③観測、④点の記測量、⑤成果作成、⑥網図等作成、⑦点の記清描
- (17) 打合せ等
・ ①業務着手時、②中間打合せ、③成果物納入時
- 2 上記(13)～(16)については、大阪市が定める公共基準点管理保全要綱等に従い進めるものとする。
- 3 測量作業箇所の与点等については、検測して使用するとともに、亡失等を発見した際には、監督員に報告するものとする。

（成果品）

第7条 本業務における納入成果品は次のとおりとし、確認が必要となる事項については監督員の指示によるものとする。

- (1) 4級基準点測量
- ① 観測手簿
 - ② 計算簿
 - ③ 平均図
 - ④ 基準点成果表（間接標高値も含む。）
 - ⑤ 点の記もしくは設置写真（遠景・近景）
 - ⑥ 基準点網図
 - ⑦ 精度管理表
 - ⑧ 品質評価表
 - ⑨ 測量標の地上写真

- ⑩ 基準点現況調査報告書（付近基準点亡失情報・与点検測成果）
 - ⑪ 成果数値データ
 - ⑫ 点検測量簿
 - ⑬ メタデータ
 - ⑭ その他の資料（都市機構基準点管理図の更新、電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM等)）
- (2) 4級水準測量
- ① 観測手簿
 - ② 観測成果表及び平均成果表
 - ③ 水準路線図
 - ④ 計算簿
 - ⑤ 平均図
 - ⑥ 点の記もしくは設置写真（遠景・近景）
 - ⑦ 成果数値データ
 - ⑧ 水準点現況調査報告書（付近基準点亡失情報・与点検測成果）
 - ⑨ 精度管理表
 - ⑩ 品質評価表
 - ⑪ 点検測量簿
 - ⑫ メタデータ
 - ⑬ その他の資料（電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM等)）
- (3) 現地測量（S=1/500）
- ① 数値現況図データファイル
 - ② 精度管理表
 - ③ 品質評価表
 - ④ メタデータ
 - ⑤ その他の資料（電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM等)）
- (4) 用地測量
- ① 申請同意書（土地所有者より同意を受ける。）
 - ② 公共用地管理者打合せ資料（大阪市道路区域等明示依頼書）
 - ・ 付近見取図、公図等転写連続図、土地所有者調査書、現況実測平面図、境界明示図（案）、その他
 - ③ 境界確認関係資料
 - ・ 土地境界確認説明記録簿、道路区域等承諾書
 - ④ 公共用地境界協議確定書（道路区域等明示図）（提出、受領含む。）
 - ⑤ その他の資料（電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM等)）
- (5) 街区確定測量（計算）
- ① 街区点成果表
 - ② 街区面積計算書
 - ③ 公共施設用地面積計算書
 - ④ 街区確定測量図データファイル（街区確定図）
 - ⑤ 精度管理表
 - ⑥ 品質評価表
 - ⑦ メタデータ
 - ⑧ その他の資料（電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM等)）
- (6) 街区確定測量（街区点杭打ち）
- ① 成果表
 - ② 街区点設置計算書
 - ③ 点間等距離の点検簿
 - ④ 現地引継書（境界点・使用基準点成果表、杭打ち図、点間距離実測図、設置街区点写真、使用基準点写真、その他）
 - ・ 用地測量に伴う地区界杭打ちにおいては現地引継書形態での成果は不要。
 - ⑤ 精度管理表
 - ⑥ 品質評価表

- ⑦ メタデータ
- ⑧ 出来形検測図（街区点検測量）
- ⑨ その他の資料（電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM 等)）
- (7) 街区確定測量（点検測量）
 - ① 点間等距離の点検簿
 - ② 出来形検測図（街区点検測量）
 - ③ 精度管理表
 - ④ 品質評価表
 - ⑤ メタデータ
 - ⑥ その他の資料（電子データ(DWG・SXF・PDF 等)）
- (8) 画地確定測量（計算）
 - ① 画地点成果表
 - ② 画地面積計算書
 - ③ 画地確定測量図データファイル（画地確定図）
 - ④ 精度管理表
 - ⑤ 品質評価表
 - ⑥ メタデータ
 - ⑦ その他の資料（電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM 等)）
- (9) 画地確定測量（杭打ち）
 - ① 成果表
 - ② 画地点設置計算簿
 - ③ 点間等距離の点検簿
 - ④ 現地引継書（境界点・使用基準点成果表、杭打ち図、点間距離実測図、設置画地点写真、使用基準点写真、その他）
 - ・ 街区確定測量（杭打ち）と合わせて引継ぐ場合は一つにまとめる。
 - ⑤ 精度管理表
 - ⑥ 品質評価表
 - ⑦ メタデータ
 - ⑧ その他の資料（電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM 等)）
- (10) 単点の観測（位置・高さ）
 - ① 成果表
 - ② 観測手簿
 - ③ 単点等計算書
 - ④ 点間等距離の点検簿
 - ⑤ 観測単点等平面図、点の記（写真）
 - ⑥ 精度管理表
 - ⑦ 品質評価表
 - ⑧ メタデータ
 - ⑨ その他の資料（電子データ(DWG・SXF・PDF・SIM 等)）
- (11) 境界標識（プレート）設置
 - ① 作業写真
 - ② 設置境界写真（遠景・近景）
- (12) 境界標識（コンクリート杭）設置
 - ① 作業写真
 - ② 設置境界写真（遠景・近景）
- (13) 公共基準点復元測量（3級）
 - ① 大阪市公共基準点機能回復・効用確認報告書
 - ・ 保全工区図、公共基準点点の記比較図、基準点網図比較図、基準点現状確認写真、公共基準点点の記、測量機器検定証明書(写)、測量資格者証(写)、その他（報告書に必要な図書等）
- (14) 公共基準点復元測量（4級）
 - ① 大阪市公共基準点機能回復・効用確認報告書

- ・ 保全工区図、公共基準点点の記比較図、基準点網図比較図、基準点現状確認写真、公共基準点点の記、測量機器検定証明書(写)、測量資格者証(写)、その他（報告書に必要な図書等）
- (15) 公共基準点効用確認測量（３級）
 - ① 大阪市公共基準点機能回復・効用確認報告書
 - ・ 保全工区図、公共基準点点の記比較図、基準点網図比較図、基準点現状確認写真、公共基準点点の記、測量機器検定証明書(写)、測量資格者証(写)、その他（報告書に必要な図書等）
- (16) 公共基準点効用確認測量（４級）
 - ① 大阪市公共基準点機能回復・効用確認報告書
 - ・ 保全工区図、公共基準点点の記比較図、基準点網図比較図、基準点現状確認写真、公共基準点点の記、測量機器検定証明書(写)、測量資格者証(写)、その他（報告書に必要な図書等）
- (17) 打合せ等
 - ① 打合せ記録簿
- 2 成果品の規格及び部数、並びに共通事項は次のとおりとする。
 - ① 報告書 A４版ファイル、２部
 - ② CＤ－R等 ２部

（打合せ等）

第８条 本業務の実施にあたっては、監督員と密に連絡・打合せを行い監督員の指示に従い実施することを基本とする。

（業務カルテの作成）

第９条 受注者は、業務請負代金額 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に（一財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、または公衆回線を通じてオンラインで提出するとともに、同社発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は以下のとおりとする。

なお、業務カルテの作成にあたっては、「コリンズ・テクリスの利用に関する規約」を参考とする。

- (１) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、10 日以内とする。
- (２) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後、10 日以内とする。
- (３) 履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。

（業務成績評定）

第 10 条 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

（誤謬）

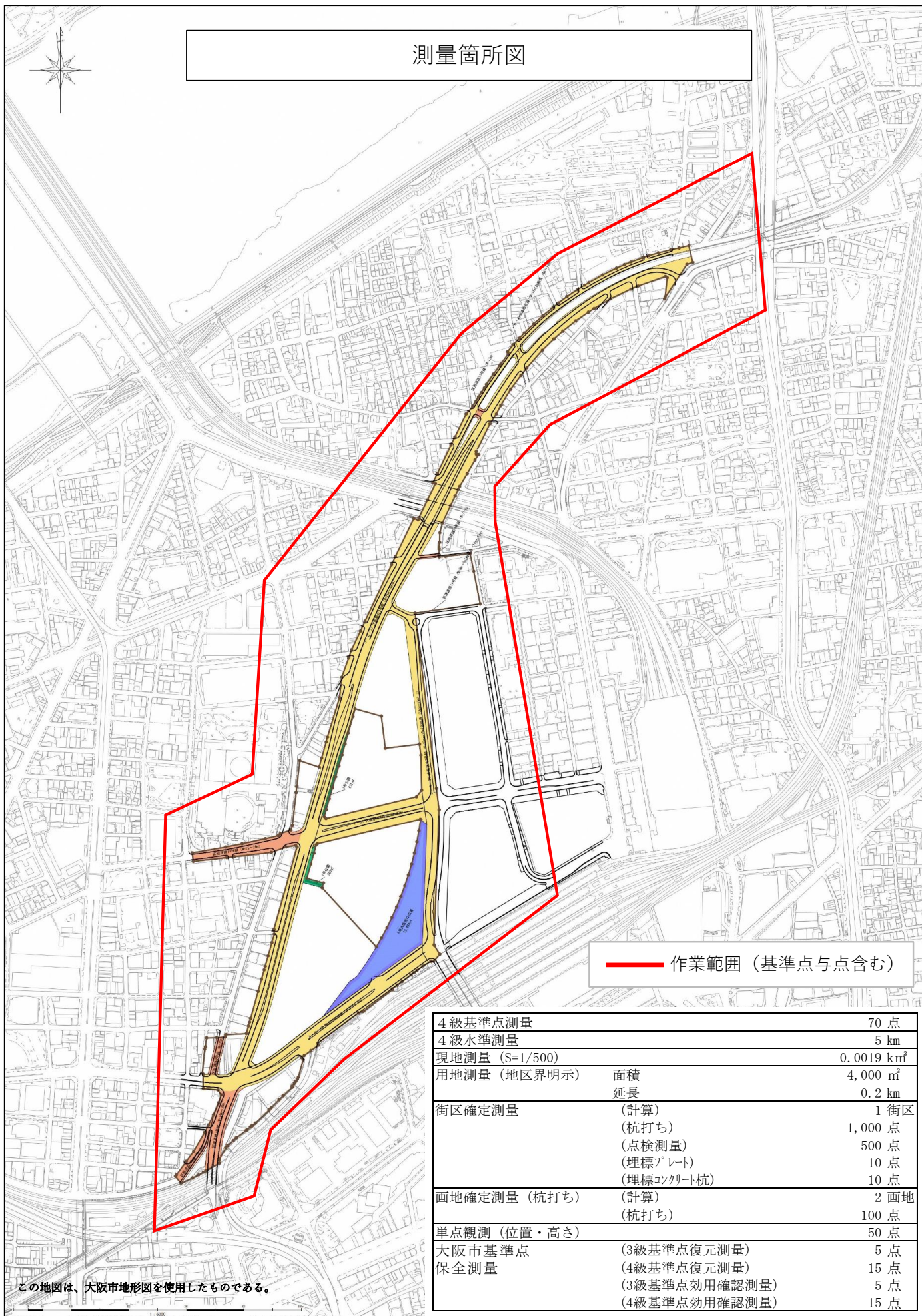
第 11 条 本業務完了後においても、成果品に不完全な箇所が発見された場合は、受注者の責任において補正するものとする。

（ウイークリースタンス）

第 12 条 本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領(別紙２)に基づき、監督員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

以 上

測量箇所図



ウィークリースタンス実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案したうえで、原則として以下の項目（1 週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③ 休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④ 昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。
 - ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web 会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注者間で確認・調整のうえ、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、監督員から現場代理人又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上